

郵送用封筒広告掲載仕様書

1 広告媒体

(1) 媒体の種類

介護保険事業に係る各種通知用封筒（長形 3 号）

(2) 使用期間 令和 8 年 1 月から残部がなくなるまで

(3) 掲載枚数 22,000 枚

2 広告媒体の送付対象

本件広告媒体は、秋田市を保険者とする 65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者のかたを送付対象とし、主な用途については、次の各号のとおりとする。

(1) 要介護認定申請者のかたへの各種通知等送付

(2) その他、介護保険事業に係る各種 A 4 定型文書の送付

3 広告印刷の仕様

(1) 広告の掲載サイズについては、縦（短辺）60 ミリ×横（長辺）150 ミリとする。

(2) 広告面は黒 1 色刷りとする。

(3) 印刷作業は、本件広告原稿を基に、封筒作製の受注業者が行い、成果品の内容、品質等確認においては、本件契約者が立ち会うこととする。

4 広告に関する制約

(1) 本書において特に定めのない事項については、「秋田市広告掲載要綱（平成 19 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）」および「秋田市広告掲載基準（平成 19 年 10 月 31 日市長決裁。以下「基準」という。）」に基づくものとする。

(2) 要綱第 4 条および基準第 5 条、第 6 条に規定するもののほか、次のアからウに該当する内容の広告の掲載を禁ずることとする。

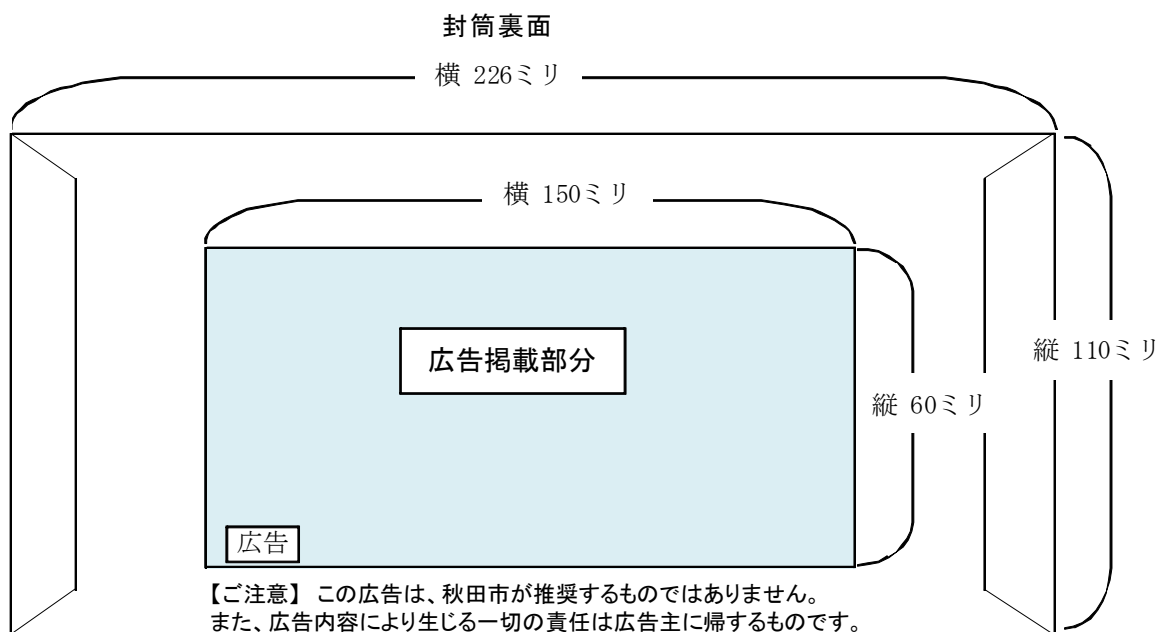
ア 葬儀場および葬儀代行

イ 仏壇仏具、墓石の販売

ウ その他、死亡を前提とした事業又は施設

- (3) 広告枠内には、「広告」と囲み文字（１４ポイント以上）で表示すること。
- (4) 掲載枚数２２，０００枚全てに同一の広告原稿を掲載すること。
- (5) 広告面の分割および共同広告は不可とする。

５ 広告の規格（レイアウト）図



※ 脚注（注意文）については、視認性確保のため、文字のサイズを１１ポイント以上とする。